



人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）



- 届出書の「5 利用者数」については、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（新様式）」の2ページ目にある〈前年度の平均値〉で算出した数値を入力してください。
- 夜間支援従事者の勤務時間は人員基準及び人員配置体制加算にはカウントできません。夜間従事者が世話人等と兼務の場合は、世話人等の従事時間のみ算入してください。